

議案第 1 8 0 号

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 6 月 1 1 月 2 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6
年さいたま市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 3 [略] （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例 ） 4 施行日から起算して <u>1 2 年間</u> は、副園長又は教 頭を置く幼保連携型認定こども園についての第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項の表備考 第 1 項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする ことができる。 5 ～ 1 3 [略]	附 則 1 ～ 3 [略] （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例 ） 4 施行日から起算して <u>1 0 年間</u> は、副園長又は教 頭を置く幼保連携型認定こども園についての第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項の表備考 第 1 項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする ことができる。 5 ～ 1 3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。